【動物用医薬品卸売販売業許可更新申請手続きについて】



申請は営業所の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

許可証の発行までに時間を要しますので、許可有効期限の１か月程前までに手続きをお願いします。
受付時間：　平日　午前８：３０～１１：３０　午後１：００～４：３０

必要書類

必 要 書 類	**注　意！**
□　動物用医薬品卸売販売業許可更新申請書	○　法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載
□　旧許可証 （現在、使用している許可証）	○　原本を持参してください
□（指針・業務手順書）	○　動物用医薬品の適正管理、販売を行うための指針・業務手順書 ○　提出は必須ではありませんが、指針・業務手順書が整備されていない場合は更新許可できません

□　**手数料：**１１，３００円

○　令和８年９月30日で収入証紙の販売が廃止されるため、令和８年10月１日以降の申請は支払い窓口でのキャッシュレス決済または現金による支払いとなります。
○　令和８年９月30日までに購入された収入証紙については、令和９年３月31日まで使用できます。
○　キャッシュレス決済の場合は、本県ＨＰ「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」に記載されているキャッシュレス決済対応端末設置場所にて支払いを行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。
○　現金による支払いの場合は、県が収納事務を委託した団体の支払窓口（キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「現金収納」に○がついている所属）で現金による納付を行い、取引明細書を申請書と共に提出してください。
※家畜保健衛生所での現金支払いはできません。

※ 受付、書類審査後に日程等調整の上、構造設備等について営業所立入を行います。
※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。